

福知山市舗装復旧仕様書

平成 9 年 5 月 15 日施行

令和元年 5 月 20 日改定

福知山市

1 適用

この仕様書は、公共工事において市道、里道、その他福知山市の管理する道路を掘削し、舗装復旧をする場合に適用する。
 実施にあたっては、現場状況、現況舗装等を十分調査の上、道路管理者と協議・立会等をし、舗装構成、舗装範囲を決定することとする。

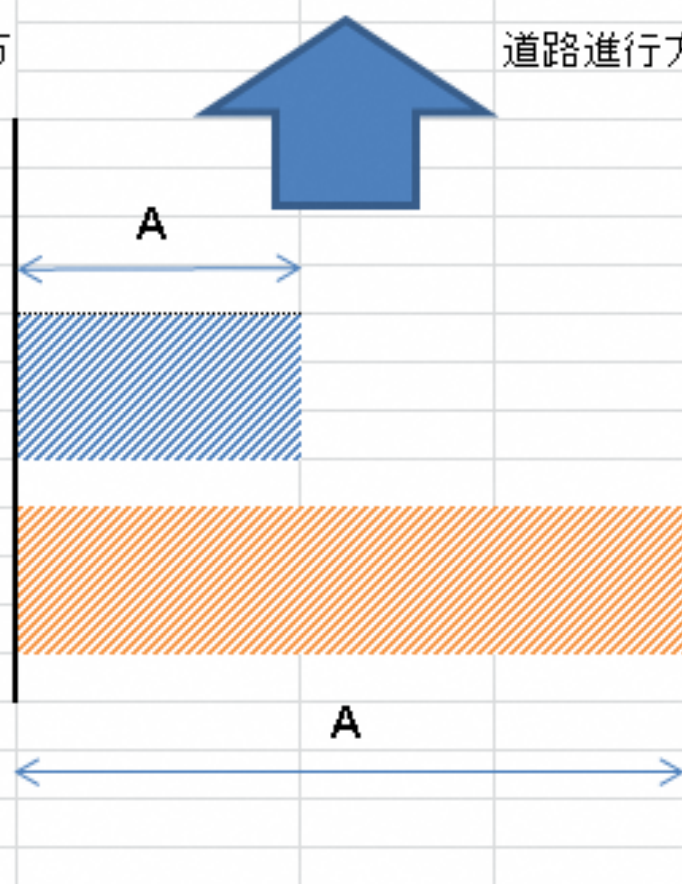
2 市道等の舗装復旧一覧表

単位：cm

舗装幅員 (車道)	舗装構成			横断方向の掘削部＋ 影響部の延長	最小復旧範囲		復旧方法
	表層＋基層	上層路盤	下層路盤		横断方向(A)	縦断方向(B)	
	加熱 As 混合物	M-30	RC-40				
歩道	4	10	-	舗装幅の 1/2 未満	全幅	「掘削幅＋影響部(両側)」 と1.5mの 長い方。 (最小延長を 1.5mとする。) 側溝等、構 造物は含ま ない。	アスファルトす き取り、打ち換 え。 その他の方法 による場合は協 議による。
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=3.0m未満	5	10	-	舗装幅の 1/2 未満	全幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=3.0～5.0m未満	5	10	-	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=5.0m以上の その他道路開発道路	5	10	15	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=5.0m以上の 準幹線道路	5	10	20	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		
W=5.0m以上の 幹線道路	5+5	10	15	舗装幅の 1/2 未満	半幅		
				舗装幅の 1/2 以上	全幅		

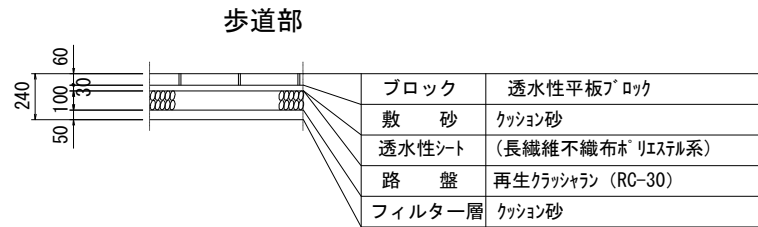
最小復旧範囲の考え方

道路進行方向

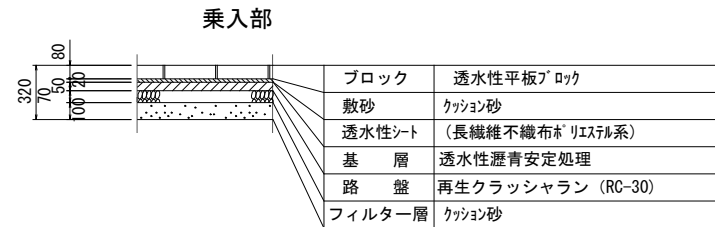


インターロッキングブロック舗装構成

舗装構成図【歩道部】



舗装構成図【車両乗入部】



特記

- ・ブロック：ブロックの強度・機能及び意匠（デザイン）については同等以上のものを用いるものとする。
- ・敷砂：最大粒径 4.75mm 以下の排水性が良いこととする。
- ・目地砂：最大粒径 2.36mm または最大粒径 1.18mm 以下の乾燥珪砂とする
- ・透水性シート：敷砂の流出防止目的として使用する。
単位面積当たりの質量が 60g/m² 以上で引張り強さが 100N/5cm 以上のものとする。

透水性瀝青安定処理：

【乗用車・小型貨物自動車】

透水性瀝青安定処理混合物 品質目標値

項目	目標値
空隙率(%)	12以上
安定度(kN)	2.45以上
透水係数(cm/S)	1 × 10 ⁻² 以上
70-値(1/100cm)	20~40

透水性瀝青安定処理混合物粒度範囲

項目	粒度範囲
31.5	100
26.5	95~100
19.0	90~100
13.2	25~85
4.75	10~45
2.36	10~25
300μ m	4~16
75μ m	2~7
アスファルト量(%)	2.5~4.5

【大型車】

透水性瀝青安定処理混合物 品質目標値

項目	目標値
空隙率(%)	20程度
安定度(kN)	3.43以上
透水係数(cm/S)	1 × 10 ⁻² 以上

透水性瀝青安定処理混合物粒度範囲

項目	粒度範囲
37.5	100
31.5	95~100
26.5	90~100
19.0	25~85
13.2	10~45
4.75	10~25
2.36	4~16
75μ m	2~7
アスファルト量(%)	4.0~6.0

3 国道・府道の場合

国道・府道の設計にあたっては、道路管理者の指示による舗装構成、舗装範囲によることを原則とし、舗装復旧の実施にあたっては、道路管理者との協議・立会等により決定すること。

4 補足事項

- (1) 影響部は路盤厚の2倍の幅とする。
- (2) 幹線とは、一般国道、府道、一級市道等と接続する基幹的な道路網を形成する市道をいう。
- (3) 準幹線とは、上記に準じた準幹線的な道路網を形成する市道をいう。
- (4) その他道路とは、幹線及び準幹線以外の道路をいう。
- (5) 2車線道路は、幅員5.5m以上の道路ではあるが、本仕様書においては5.0m以上の道路を2車線道路として扱う。
- (6) 舗装厚4cmの表層工は、細粒度アスコンとする。
- (7) 「福知山市開発行為に関する指導要綱第7条に基づく協議書の提出」及び「都市計画法第29条第1項及び同条第2項の規定による開発」の対象工事等による道路拡幅は、既存道路幅員（舗装）3m未満道路については交通量の増加、大型車の通行等が予想されるため、全幅舗装を実施すること。
なお、その他の復旧についての舗装構成は舗装復旧一覧表のとおりとする。

5 一般事項

- (1) この基準によりがたい場合は道路管理者と協議すること。
- (2) 掘削時点で上記の舗装構成と異なっている場合は、道路管理者と協議の上、決定する。

6 その他の事項

- (1) 横断方向
 - ア 掘削部分＋影響部分の復旧幅が4.0mを越える場合は、道路管理者と協議すること。
 - イ 斜め横断の掘削の場合における舗装復旧については、道路管理者と協議すること。

(2) 交差点付近

ア 原則として、斜め方向の舗装復旧は行わない。

イ 交差点部の舗装復旧は、主たる道路における横断勾配を考慮し復旧を行うこと。

(3) 舗装の仮復旧の構成

ア 本復旧にならう。(車道部表層 5.0cm、歩道部表層 4.0cm)

なお、仮舗装なしでの交通開放は原則的に行わない。